

平成26年3月26日

太田市長 清水 聖 義 様

太田市ごみ減量市民会議
会 長 高 橋 輝 明

太田市のごみ減量化等に関する意見について（提 言）

私達は、豊かで快適な生活を営んでまいりましたが、その一方で大量生産、大量消費、大量廃棄という社会システムを作り出してしまいました。

このような社会は、大量の廃棄物を発生させ、地球温暖化や天然資源の枯渇自然環境破壊などの様々な問題を引き起こしています。

このような状況に歯止めをかけるべく、国は、平成13年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、同時に関連する様々なリサイクル法を整備しました。

ここ数年、私達が排出したごみから資源を取り出し、それを再利用及び再生利用する取組みが検討されてきました。

特に、家庭用小型家電に含まれるレアアース等の希少金属の再利用のためのシステム作りや、紙資源の徹底した分別による回収等限りある貴重な資源を繰り返して利用していく取組みは、現代社会にとって欠くことのできない課題となっています。

こうした中、太田市では平成25年9月24日、市長から家庭ごみの在り方を基とし、「ごみ減量」を推進のための市民会議「太田市ごみ減量市民会議」の委員として委嘱を受けました。これまでのごみに対する市民の意識や関わり方をより深く掘り下げ、市民、事業者がごみ排出の当事者という責任を持ちながら、資源循環し、持続可能な太田市を目指し、各委員それぞれ闊達な議論を展開して参りました。

つきましては、その内容を取りまとめましたので、提言をさせていただきます。

なお、本文中の「今後の課題」については、継続して検討し、早急に対応する必要があると考えます。

太田市ごみ減量市民会議提言書

『今なぜ、ごみ減量なのか』

太田市ごみ減量市民会議

目 次

はじめに

1. 太田市のごみを取り巻く状況について

2. ごみ減量化への考え方

- (1) 社会的背景
- (2) 問題点の把握
- (3) 総合的な廃棄物行政の考え方

3. ごみ減量化施策について

【家庭ごみ】

- (1) ごみ減量化への意識・啓発
- (2) ごみの分別の徹底
- (3) ごみ行政の経費と環境責任
- (4) 不法投棄と対策

【事業系ごみ】

- (1) 処理経費と処理方法の徹底

4. 今後の課題

- (1) ごみ処理料金の見直し
- (2) 新焼却炉の建設（広域での減量化の対応 地域差の解消）
- (3) 焼却灰の処理

あしがき

はじめに

環境省が実施した平成23年度の「一般廃棄物の処理状況調査」において、群馬県は48都道府県中ごみ排出量がワースト2、また、太田市は市町村別一人一日当たりのごみ排出量において、県下35市町村中15番目と下位であり、近隣でも有数な産業発展を遂げている太田市の課題が見えてきました。

また、平成33年度には、新焼却施設が一市三町で建設される予定であり、より小さくて効率的なランニングコストのかからない「新ごみ焼却施設」が望まれるところです。

このような状況を憂慮し、ごみ減量の視点から「太田市ごみ減量市民会議」が設立され、私達は「太田市ごみ減量市民会議委員」として、市長から委嘱を受け、ごみの排出者責任の明確化等家庭ごみ・事業系ごみの減量に向けた方策を議論し、ここに提言書としてまとめました。

未来の子供たちに私達のつけは残さない・誰の責任でもなく自分たちのしてきたことは自分たちで責任を取るという自覚のもと、市民一人ひとりが毎日の生活の中で、いかにごみを家の中に入れないよう、また、ごみとしないよう考え、少し我慢をした生活を送ることでごみの減量を実践し、みどり豊かな誇れる文化都市・太田市を目指そうではありませんか。

最後に、市民、事業者、行政ががっちりスクラムを組んで、本提言における各施策の実施を一日も早く具現化されることを期待いたします。

1. 太田市のごみを取り巻く状況について

太田市は昭和30年代に、新太田市になり、ゴミの戸別収集を開始してから、今日まで、廃棄物収集・処理に対して種々の施策を実施し対応してきました。大量生産、大量消費、大量廃棄による環境への負荷増大時代から、昨今の環境への関心が高まる中、限りある資源やエネルギーを有効に活用し、循環型で持続可能な社会システムを構築するため、市はその対応してきた経緯と歴史があります。

〈太田市ごみ処理等の経緯〉

- ・昭和30年 4月 旧太田市街地で大八車にてごみの戸別収集開始
- ・昭和34年 4月 リヤカー、三輪トラック等にて一戸30円徴収にて収集
(ごみ有料化)
- ・昭和47年 3月 一般家庭ごみ収集料金徴収廃止
- ・ 同 4月 太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定
太田全域でごみ収集開始
- ・昭和53年 4月 第3号炉焼却施設稼働
- ・昭和58年 4月 資源ごみ回収報奨金制度開始(4円/kg)
- ・昭和62年 4月 生ごみ処理槽設置助成金交付事業開始
(コンポスターのみ 2,600円補助)
- ・平成 4年 4月 第4号炉焼却施設稼働
- ・平成16年 4月 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ稼働
- ・ 同 資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル、紙パック、白色
トレイ、その他プラスチック)分別項目統一
- ・ 同 危険ごみ(蛍光管、乾電池、スプレー缶等)収集開始
- ・平成17年 3月 一市三町合併 廃棄物処理手数料130円/10kg改正
- ・平成17年 5月 単純重量制(現在の黄色いごみ袋)での有料化開始
- ・平成18年 4月 4R運動推進事業開始
- ・平成19年10月 容器リサイクル法の改正により、プラマークのすべてが
対象
- ・平成22年 1月 市内各行政センターにおいて、廃食用油回収開始
- ・平成23年 4月 資源ごみの持ち去り禁止 施行
- ・平成25年 7月 新焼却炉の建設場所、可燃処理方式等について決定

〈国の各リサイクル法への太田市の対応〉

容器包装リサイクル法⇒利用者による分別排出をしたものを市で収集

- ・平成13年 4月 紙パック分別開始
- ・平成16年 4月 ビン・ペットボトル・白色トレイ等分別回収開始
- ・平成19年10月 品目拡大・その他プラスチックすべて資源物対象

資源有効利用促進法 ⇒使用済製品の回収・再資源化

- ・平成15年10月 家庭系パソコン
- ・平成17年 4月 紙資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール）
- ・平成20年10月 廃食用油
- ・平成20年11月 発泡スチロール

家電リサイクル法 ⇒利用者により小売業者、製造業者に処理依頼

- ・平成13年 4月 テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機等

2. ごみ減量化への考え方

私達は、従来の大量生産、大量廃棄型の社会経済活動により、天然資源の枯渇や地球環境問題など環境問題が深刻となっている。かけがえのない地球環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、社会活動の全段階を通じて、環境への負担をなくし資源循環型社会に転換していかなければなりません。太田市民22万人余り、みんなで一丸となって、なるべくごみを出さないようなライフスタイルを心がけ、資源の分別を徹底するなどして「ごみの減量化・資源化」に積極的な取り組みが必要となります。

(1) 社会的背景

平成13年1月 国は、循環型社会形成推進基本法を制定し、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村等の役割を規定しました。

また、平成17年に「従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質の循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の実現を図ることが必要である」と定義をしています。

特に、事業者・国民の「排出者責任」の明確化や生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」が確立し、様々なリサイクル関連法が整備され環境と経済が両立したシステムの構築が可能となりました。

[リサイクルの推進]

平成13年4月 資源有効利用促進法全面改正施行

[廃棄物の適正処理]

平成22年5月 廃棄物処理法一部改正

[個別物品の特性に応じた規制]

平成12年4月 容器包装リサイクル法完全施行
ビン・ペットボトル・紙類・プラスチック容器包装等

平成13年4月 家電リサイクル法完全施行
エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機等

平成13年5月 食品リサイクル法完全施行
食品残渣

平成14年5月 建設リサイクル法完全施行
木材・コンクリート・アスファルト等

平成17年1月 自動車リサイクル法完全施行
自動車・自動車部品

平成25年4月 小型家電リサイクル法
小型電子機器等

(2) 問題点の把握

ごみの減量化に向けて、現状のゴミ収集と処理とその対応についての課題

○ごみの分別（質と量）

ごみ減量の第一歩は分別である。限りある資源は、大切に使うべきであり分別によって再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）等することにより資源の無駄遣いを防ぐことができ、燃えるごみが減量されます。昨年9月、市内のごみステーションのもえるごみの袋の内容について、分析調査を行ないました。その結果については、下記表のとおり雑紙、その他プラ等資源ごみが約23%

もえるごみに含まれていました。

これら混在ごみが、分別されれば資源ごみとしてリサイクルされ、もえるごみも減量となります。缶等が入った混在ごみは、ごみステーションから収集されないため、不法投棄として後日処理することになり、こうしたルール違反で出された不法投棄の回収件数も年々増加しています。

排出者が自分の出すごみの質と量について、関心を示し、理解することが必要です。

もえるごみ 組成分析調査結果 (重量ベース) 平成 25 年 9 月

項目割合	その他もえるごみ	雑紙	その他プラスチック	ペットボトル	白色トレイ	古布	缶	資源ごみ合計
%	77.06	15.53	2.72	2.19	0.3	1.86	0.34	22.94

○ごみの資源化

各種リサイクル法の制定とともに、ゴミ（廃棄物）の中から多くの資源化が可能になり、排出者は必用に応じた分別と排出方法に対応しなければなりません。社会生活を営む上では、一定のごみの排出は止むを得ないが、ごみは出せば終わりではなく、可能な限り資源として再利用することが必要であり、このことは私達に課せられた義務であります。

これにより、可能な限り資源へと転換し再び利用できるようにすることで、将来への責任を果たしていく必要があります。

○排出者責任

循環型社会形成基本法では、循環型社会の形成に向けて、市、市民及び事業者全体で、廃棄物の処理に伴う様々な負担等について、その排出者が根本的な責任を負わなければならないとしています。

ごみの排出場所であるごみステーションは、これを利用する地元の地区役員および住民によって管理されていますが、設置場所をめぐるトラブル、ごみの散乱などによる衛生上の問題や、収集日や収集時間に関係なく排出される不法投棄等により、周辺に迷惑をかける等問題が起きています。

これらの問題を解決するためには排出者と市との契約事項を明確化することにより、排出者各自がごみを出さないための努力や減量、自分で排出するごみに責任を持つことの、必要性を明確化できることが必要です。

○ごみ処理経費の不公平負担

現在は、排出したごみの量に関係なく、その大半は、税金でごみ処理費用を負担しています。この方法では、ごみの減量や再資源化に積極的に取り組んでいる市民もそうでない市民も、排出するごみの量に関係なくごみ処理費用を負担していることになり、ごみの減量をする努力が報われないほか、公平性が確保できないこととなります。

ごみの有料化の見直しをして、排出するごみの量に応じて、ごみ処理手数料が連動することで、費用負担の公平性が確保されるよう検討する必要があります。

○現在稼働している焼却炉の延命化

清掃センターの現焼却炉は、平成4年及び平成9年に稼働され、一般的に25年という焼却炉の耐用年数は残り少なくなりました。

平成33年に新焼却炉の建設を予定していますが、それまでは現焼却炉の安全・安心な運転、そして少しでも可燃ごみを減量し、焼却炉の負担を減らし延命化しなければならないと考えます。また、可燃ごみの減量化は、新炉における規模の縮小にも大きな影響を与えることと思います。

○焼却灰の処理

可燃ごみの焼却灰については、太田市では、最終処分場を保有していないため一部を除き、その処理は県外の処分場に委託をしています。その搬送・処理に多くの処理費用がかかっており、他県・他地域に環境負荷をお願いしている状況にあります。ごみを減量し、これらの問題を軽減する必要があります。

(3) 総合的な廃棄物行政の考え方

○ごみ分別の必要性と重要性

太田市の家庭から出るもえるごみの量は、平成23年度、平成24年度と増加傾向にあり、ごみ袋の有料化をしているにもかかわらず、その効果が薄れてしまい、ごみの排出量はリバウンドしている状況にあると思われます。家庭ごみの課題について協議していく中で、ごみの減量化、資源化のためのごみ分別の取り組みは、行政にとって避けて通れないものであるという認識をしました。

家庭ごみは、市民それぞれの家庭から排出される課題ですが、それについては、家庭だけでは決して実現できるものではなく、行政の処理に応じた収集方法の取り組み、ルール作りと市民への啓発、市民一人ひとりの自発的な

努力と工夫によって進めていかななくてはなりません。

これらの総合的なごみ（廃棄物）に関わるシステムを行政として作り上げ、循環型で持続可能な地域社会を構築することで、豊かな環境の地域づくりをし、次世代に引き継ぐことが重要であると考えます。

3. ごみ減量化施策について

【家庭ごみ】

(1) ごみ減量化への意識啓発

○家庭にごみを持ち込まない、ごみを出さない等減量意識を啓発するため、以下のような年次計画を立案し実践すること。

- ①清掃センターでのごみフェスティバル・フリーマーケット等の開催
- ②各種説明会等周知・啓発の実施
 - ・各行政センターで開催される生涯学習等での出前講座
 - ・隔月に開催される環境保健委員会の地区長・副地区長会議
- ③モデル地区の指定
- ④環境学習 小学生や地域の役員を中心とした施設見学及び総合学習等の活用
- ⑤地区役員を中心とした施設見学の実施
- ⑥エコバックの推進
- ⑥生ごみの水切りと堆肥化の推進
- ⑦草、剪定枝の排出前乾燥化の推進

(2) ごみ分別の徹底

○ごみの分別の流れの意味⇒なぜ分別が必要なのか

①4Rの徹底

ごみ問題を解決するための基本は、「ごみとなる物を持ち込まない」ことであり、次に「ごみとなりそうな物は減らしていく」ことである。

そのうえで最後に「繰り返し使う」「再資源化する」という4R（①R e f u s e（リフューズ）発生させない②R e d u c e（リデュース）少なくする③R e u s e（リユース）繰り返し使う④R e c y c l e（リサイクル）再資源化を意識した取組を市民・行政とも以下の通り取り組むよう心がけることが必要であるため、周知徹底について検討すること。

②集団回収の充実

各地区における集団回収及び認定団体における集団回収事業に対して、市が継続的に支援することで資源化を進めるとともに、市民が資源化に取り組むやすい環境を整備し、市民が参加しやすい資源回収の仕組みをつくること。

また、一定規模の集合住宅などに集団回収の実施を促し、新たな登録団体や参加者を増やす等検討すること。

③生ごみ処理槽設置助成金を利用した生ごみの資源化

重量ベースで家庭ごみの45%を占める生ごみをたい肥化することは、ごみ減量に大きな役割を果たしている。この有効性について市と生ごみ処理槽を使用している市民が協働してPRすることで普及拡大をする必要がある。

ただし、定期的に利用者にアンケート等実施することで、その減量効果およびニーズの確認の調査をすること。

④古布の回収

平成25年度から市内NPO法人が行政センターのリサイクル倉庫で古布の回収を開始したが、市においても貴重な資源として再利用できる古布の回収を市内の拠点箇所等で実施できるよう検討すること。

⑤小型家電の回収

使用済みの小型家電に使用されている金属など有用な資源を回収するため、平成25年4月1日小型家電リサイクル法が施行された。

太田市では、もえないごみを処理するための施設リサイクルプラザにおいて処理をするが、リサイクルプラザは、太田市、千代田町、大泉町、邑楽町の一市三町で構成しているため、太田市単独での処理ではなく、三町に呼びかけをして一市三町として一日も早い取組みをする事。

⑥廃食用油の回収

廃食用油については、平成21年から各行政センターにおいて年2回、回収されている。

今後の取り組みとして、関係者の意見を聴取し、回収の回数等について見直しをすること。

○現状の分別収集の課題と見直し

①ごみの種類ごとの分別の意味と必要性に応じた収集への対応

市として、現在の各リサイクル法に対応した収集方法を適宜見直し、関係機関・団体と十分調整し、市民の理解と協力を得られるようルール作りを検討すること。

家庭から出されるごみも再資源化の用途別に分別を行うことにより、再利用・再資源化をはかり、ごみ処理にかかる費用やCO₂の削減を進めること。

(3) ごみ行政の経費と環境責任

ごみ処理の総費用は、約24億8千万円（平成22年度ベース）であり、市民一人当たりのごみ処理負担額は、約8,700円、1kg当たりの処理費用は約30円である。ごみ処理に係る費用については、一部ごみ袋の有料化によるごみ処理手数料を除いて、その大半は税金で賄ってきたことから、「ごみ処理は無料と同じ」という錯覚に陥りがちであるが、実は税金で多額の費用を負担している。この事実にかんがみ、ごみ処理に必要な経費の適正な負担の在り方を考えること。

○ごみを適正に出す人分別・資源化した人⇒不公平感

①ごみ処理費用（収集を含む）の1kg当たりの費用で分別した場合との比較

平成24年3月に公表されたセグメントバランスシート「清掃事業のコスト計算」によるごみ1kgあたりの費用は30円であり、平成22年度のごみ総費用は24億8千万円である。

年間で各家庭が10%減量すると

$$\begin{aligned} & (\text{平成24年度総ごみ量 } 81,534 \text{ t} \times 10\% \times 30 \text{ 円} / 1 \text{ kg}) \\ & \quad \Rightarrow 244,590,000 \text{ 円 (2億4千459万円)} \Rightarrow \text{削減額} \end{aligned}$$

○ごみ処理費用の利用者負担と市民負担

参考：セグメントバランスシート 清掃事業貸借対照表 (数値：平成 22 年度)

総費用	利用者負担 (ごみ袋・手数料)	国民負担 (国庫支出金)	売却収入 (緑のリサイクルチップ等)	市民負担 (税金)
2,484,248,553 円	530,593,642 円	42,232,868 円	849,980 円	1,910,572,063 円
割合	≒21%	≒1.7%	≒0.03%	≒77%



市民 1 人 8,694 円 1 世帯 22,431 円

(4) 不法投棄と対策

ルールに違反して排出されたごみは不法投棄であり、収集業者によって違反内容が記載された赤紙が貼られ、そのままごみステーションに残し、啓発のため、二週間ほどステーションに置かれる。このことは、ごみステーションを管理する地元役員だけでなく、その周囲の住民にも不快な思いをさせることになる。不法投棄件数は、昨年度比 1.4 倍に増えており早急な対策をすること。

- ①不法投棄の対策として、ごみ出しルールをごみステーション等にわかりやすく掲示をすること。
- ②各地域に地区役員及び担当課職員等が頻繁に見回りをすること。
- ③不法投棄が常態化しているごみステーションは、場所を変えたり、廃止すること。

【事業系ごみ】

(1) 処理経費と処理方法の徹底

廃棄物処理法では、事業者は事業活動によって生じた廃棄物は、自らの責任において、処理をしなければならないとされており、排出者の処理責任が明確化されているが、現状では、家庭用の指定袋を購入し、各ステーションに出している状況が多く見られるため、対策を検討すること。

- ①ごみステーションに排出された事業系ごみについては、ルール違反であり収集されないため、市内事業者を対象に、チラシの配布等周知啓発を行うこと。

- ②事業者のごみに対する認識を調査するためのアンケートを実施し、内容を分析することにより、不法投棄対策等施策の実施をすること。

4. 今後の課題

(1) ごみ処理料金の見直し

○指定ごみ袋

市民の排出者としての責任を明確にするため、太田市はこれまで平成17年度から家庭ごみの有料化指定袋制を全市で実施しました。これによりごみ減量の一定の効果が上がったものの、導入後8年を経過する現在では、家庭ごみの排出量は増加傾向にあります。

ごみ処理の有料化制度は、有料化の目的や期待される効果の達成状況について、定期的に点検、評価を行い制度の見直しを継続的に実施していくことが必要です。

ごみ袋については、1リットルあたり1円（45リットル＝45円）が全国の平均的な価格であり、消費税の値上げ等も配慮していく中で、ごみ減量効果等も勘案し適正な価格を検討すること。

また、現在の単純従量制の検討だけでなく、一定の排出量を超えるとごみ袋の料金が高くなる二段階過量方式等、より市民に理解を得られ、減量効果の見込める手法等を早急に検討すること。

○持ち込み処理料金（家庭系・事業系）

- ・事業系ごみの持ち込み料金の見直しを検討

事業者が排出するごみの処理は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条の規定により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされている。

太田市では、事業系の一般廃棄物は、廃棄物処理法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者による収集、又は事業者自ら太田市が定めた処理施設に搬入する方法としているが、家庭系ごみの持ち込み料金と事業系ごみの持ち込み料金が同額であり、検討が必要である。

(2) 新焼却炉の建設（広域での減量化の対応・地域差の解消）

○一市三町によるごみ減量化への取り組み

現在の老朽化した焼却炉に変わり、平成33年に新焼却炉の建設が予定されている。コンパクトで効率的なかつ建設費用を抑えた新焼却炉を建設するためには、規模縮小のため、ごみの減量が必要である。

新焼却炉建設に際して、下記表のとおり、一市三町でごみ減量の目標値を設定されているが、目標値の差が大きい。

新焼却炉の建設費にも反映されるため、ごみ減量を共通のテーマにして、連絡調整をし、排出量の差が一市三町で大きくならないよう対象住民に向けて周知すること。

太田市外三町減量化等の目標 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（減量化率）

	実績値 (平成24年度)	中間目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)
太田市	737g/1日1人	700g/1日1人 (△5.0%)	685g/1日1人 (△7.0%)
千代田町	909g/1日1人	864g/1日1人 (△5.0%)	819g/1日1人 (△10.0%)
大泉町	938g/1日1人	891g/1日1人 (△5.0%)	844g/1日1人 (△10.0%)
邑楽町	801g/1日1人	786g/1日1人 (△1.9%)	761g/1日1人 (△5.0%)

※太田市外三町広域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画より抜粋

(3) 焼却灰の処理

太田市は、焼却灰、がれき等の最終処分場を有しておらず、焼却灰を埋立てによる最終処分及び建築資材として再利用する民間の中間処理業者にそれぞれ委託している。

全国的に最終処分場の残余年数は、平成23年末日現在で、13年余りといわれている。

焼却灰の処理については多額な処理費用を要すること、埋め立て処分場の残余年数も少ないこと等考え合わせ、太田市の焼却灰等の処理について、

新しい焼却炉の建設とともに、市の溶融施設の整備等処分方法を検討し、将来に向けて安全で安定した最終処分について、市の責任として対応できるよう検討すること。

あしがき

これまでも何回かこのようなごみ減量のための市民会議が開かれ、答申・提言が行われています。

私たちをめぐるゴミは、市行政と市民の間でルールを作り対応してきました。

今回は、昭和の合併からゴミの収集が始まり、平成の合併でゴミの有料化がスタートしました。

それから9年、太田市のこれまでのごみをめぐる収集と処理の流れの確認とともに、CO₂削減や温暖化などによる地球環境の維持・推進に対応した各種の廃棄物処理、資源化ためのリサイクル法が制定されることにより、ごみの考え方と対応が大きく変化して来ています。

これは各制度に対して十分な説明もなく、生産者責任として説明から対応までを任せているところに課題があります。

これらの国を中心としたごみ（廃棄物）への対応に市や市民が追いついていけない状況にあると考え、

今回は、「今なぜ、ごみ減量なのか？」をテーマとして検討してきました。

9月にスタートしたこの会議は、月1回のペースで進め、委員の皆さんからごみ減量に向けた多くの意見がだされました。

ごみ減量のために、今すぐにでも事業化して欲しい施策と、将来に向かって考えて欲しい施策、今すぐにでもできる施策とかなり難しい事業、予算がかかるものと、市民の協力のできるもの等幅広く意見は出されましたが、共通の意見は「**ごみの減量化**」は絶対必要であり、新焼却炉建設を含め、太田市の大きなテーマであることが確認されました。

ごみ問題への対応は、放射能廃棄物とともに地球環境問題として、貴重な資源の有効な活用など多くの課題を含んでいます。

産業都市として、避けては通れない多くの課題に立ち向かっていく太田市行政と太田市市民を育み歩みだしましょう。

太田市ごみ減量市民会議 検討経過

回数	開催日	場所	検討内容等
第1回	平成25年9月24日	市役所 大会議室	(1) 会長・副会長の選出について (2) 市民会議の検討事項日程について (3) ごみ行政の現状について (4) 今後の市民会議について
第2回	平成25年10月30日	清掃センター 厚生室	(1) 産業環境フェスティバルでの アンケート実施について (2) ごみ減量施策の方向性について
第3回	平成25年11月27日	清掃センター 厚生室	(1) ごみ減量アンケート結果について (2) ごみ減量の施策に係る協議について
第4回	平成25年12月25日	清掃センター 厚生室	(1) ごみ減量の施策に係る協議について (2) 提言書のまとめ方について
第5回	平成26年1月29日	清掃センター 厚生室	(1) ごみ減量の施策に係る協議について (2) 提言書(案)の協議
第6回	平成26年2月26日	清掃センター 厚生室	(1) 提言書(案)について
第7回	平成26年3月26日	市役所	(1) 提言書の提出
第1回	平成25年12月16日	清掃センター 厚生室	太田市ごみ減量会議提言書編集委員会
第2回	平成26年1月15日	清掃センター 厚生室	太田市ごみ減量会議提言書編集委員会
第3回	平成26年2月24日	清掃センター 厚生室	太田市ごみ減量会議提言書編集委員会

太田市ごみ減量市民会議委員名簿

団体名	役 職	氏 名
太田市区長会	会 長	高橋 輝明
太田地球環境を守る会	副会長	岩崎 昭之
市民（一般公募）	委 員	荻野 小夜子
市民（一般公募）	委 員	秋山 忠良
市民（一般公募）	委 員	栗原 知章
太田市区長会	委 員	佐下橋 愛次郎
太田市環境保健委員会	委 員	田中 新造
太田市環境保健委員会	委 員	小川 幸治
太田ベンチャークラブ	委 員	廣瀬 裕子
太田食生活改善推進員協議会	委 員	片亀 昌子
太田こやしばの会	委 員	天笠 まさ子
イオンモール株式会社	委 員	阿蔵 美鈴
太田広域一般廃棄物事業協同組合	委 員	白石 佳里